

令 和 元 年  
第 3 回 八 雲 町 議 會 定 例 会  
議 題

開会 令和 元年 9月 9日  
閉会 令和 元年 9月 日

八 雲 町

令和元年第3回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	八雲町印鑑条例の一部を改正する条例	
議案	2	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
議案	3	八雲町森林環境譲与税基金条例	
議案	4	八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例	
議案	5	八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例	
議案	6	八雲町大型獣解体処理施設条例	
議案	7	八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例	
議案	8	八雲町給水条例の一部を改正する条例	
議案	9	八雲町簡易水道設置条例の一部を改正する条例	
議案	10	八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	
議案	11	山越郡衛生処理組合の解散について	
議案	12	山越郡衛生処理組合規約の変更について	
議案	13	令和元年度八雲町一般会計補正予算（第5号）	
議案	14	令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議案	15	令和元年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）	
同意	1	八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	





# 議案第 1 号

## 八雲町印鑑条例の一部を改正する条例

八雲町印鑑条例（平成17年八雲町条例第13号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(登録の資格) 第2条 印鑑の登録を受けることのできる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、 <u>本町の住民基本台帳</u> に記録されている者とする。 2 略	(登録の資格) 第2条 印鑑の登録を受けることのできる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、 <u>本町が備える住民基本台帳</u> に記録されている者とする。 2 略
(登録印鑑) 第3条 略 2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（ <u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称</u> をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの	(登録印鑑) 第3条 略 2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、 <u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏</u> をいう。以下同じ。）若しくは通称（ <u>令第30条の16第1項に規定する通称</u> をいう。以下同じ。）又は <u>氏名、旧氏</u> 若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名又は <u>旧氏</u> 又は通称以外の事項を表しているもの (3) ~ (6) 略
3 略 (印鑑の登録) 第6条 町長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 氏名（ <u>外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称</u> ）	3 略 (印鑑の登録) 第6条 町長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 氏名（ <u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法に</u> ）

- (4) ~ (6) 略
- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記
- 2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープをもって調製することができる。

より一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。) をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。) がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

- (4) ~ (6) 略
- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記
- 2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

(登録の抹消)  
第12条 町長は、印鑑登録者について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) ~ (4) 略
- (5) 氏名、氏若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第3条第2項第1号に該当することになったとき。
- (6) 及び (7) 略
- 2 略

(印鑑登録証明書)  
第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び第6条第1項第3号から第7号までに掲げる事項について写し（印鑑登録原票に登録されている印影を化学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録した

(登録の抹消)  
第12条 町長は、印鑑登録者について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) ~ (4) 略
- (5) 氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第3条第2項第1号に該当することになったとき。
- (6) 及び (7) 略
- 2 略

(印鑑登録証明書)  
第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び第6条第1項第3号から第7号までに掲げる事項について写し（印鑑登録原票に登録されている印影を化学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し

ものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)を作成し、これに町長が証明するものとする。

たものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)を作成し、これに町長が証明するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



## 議案第 2 号

### 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

#### (職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（平成17年八雲町条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、法<u>第16条第2号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとすることができます。</p> <p>2</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、法<u>第16条第1号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとすることができます。</p> <p>2 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### (八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条の3において、これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条の3において、これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該</p>

各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1項に該当して失職した職員を除く。）

(3) 及び(4) 略

#### (勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 及び5 略

#### (休職者の給与)

第21条 略

2～4 略

5 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

6 略

各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 及び(4) 略

#### (勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 及び5 略

#### (休職者の給与)

第21条 略

2～4 略

5 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

6 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
第3条 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9号第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20 <u>第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9号第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20 <u>第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町消防団条例の一部改正)  
第4条 八雲町消防団条例（平成17年八雲町条例第155号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第7条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(分限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第7条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(分限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第1号に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 議案第 3 号

### 八雲町森林環境譲与税基金条例

#### (設置)

第1条 八雲町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、八雲町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、国から八雲町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、毎年度予算で定める。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。

2 前項に規定するもののほか、基金は、銀行その他の金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。以下同じ。）が発生した場合において、次項に定める相殺をすることにより、これを本町の債務の償還に充てることができる。

3 町長は、第3条の規定により基金に属する現金を金融機関への預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本町の債務との相殺をすることができる。

#### (町長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 4 号

八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例

八雲町消防手数料徴収条例（平成17年八雲町条例第60号）の一部を次のように改正する。

現行				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を納付すべき者	区分	単位	手数料の額	手数料を納付すべき者	区分	単位	手数料の額
略 略		略	略	略 略		略	略
(2) 法第11条第1項前段の規定による設置の許可（以下「設置の許可」という。）を受けようとする者	略	略	略	(2) 法第11条第1項前段の規定による設置の許可（以下「設置の許可」という。）を受けようとする者	略	略	略
所	貯蔵	浮き	略	所	貯蔵	浮き	略
屋根	危険物	1	1,580,000	屋根	危険物	1	1,590,000
を有する最大数	件		円	を有する最大数	件		円
する特定量が				する特定量が			
屋外	10,000			屋外	10,000		
タンク	キロリ			タンク	キロリ		
の	クの	ットル		の	クの	ットル	
うち	以上			うち	以上		
総務	50,000			総務	50,000		
省令	キロリ			省令	キロリ		
で定める未満のもの	未満のもの			で定める未満のもの	未満のもの		
に係る特定の貯蔵定屋外最大数量が	危険物1件	1,940,000	円	に係る特定の貯蔵定屋外最大数量が	危険物1件	1,950,000	円
ンク	50,000			ンク	50,000		
貯蔵	キロリ			貯蔵	キロリ		
所及	ットル			所及	ットル		
び浮	以上			び浮	以上		
き蓋	100,000			き蓋	100,000		
付特	キロリ			付特	キロリ		
定屋	ットル			定屋	ットル		

		外タンク	未満の もの				外タンク	未満の もの			
		貯蔵所	危険物の貯蔵件数	1	2,260,000	円	貯蔵所	危険物の貯蔵件数	1	2,270,000	円
			最大数量が					最大数量が			
			100,000					100,000			
			キロリットル以上					キロリットル以上			
			200,000					200,000			
			キロリットル未満のもの					キロリットル未満のもの			
			略	略	略			略	略	略	
			略	略	略	略		略	略	略	
			略	略	略	略		略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 5 号

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

(八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する<u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額</u> 令第4条第2項第2号に規定する<u>市町村民税所得割合算額</u>をいう。</p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども</u> 令第13条第2項に規定する<u>負担額算定基準子ども</u>をいう。</p>

(12) 略  
(13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。

(14) 及び (15) 略  
(16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(17) ~ (22) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教

(17) 略  
(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。

(20) 及び (21) 略

(22) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24) ~ (29)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教

育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### 4 略

##### 第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

#### 2～6 略

##### （正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込み

育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### 4 略

##### 第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払いを受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

#### 2～6 略

##### （正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込み

に係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもも及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第7条 略

2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に

に係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもも及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第7条 略

2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に

規定する通知)によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

#### (支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

#### (心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

#### (小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

#### (利用者負担額等の受領)

号) 第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)を確かめるものとする。

#### (教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

#### (心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

#### (小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

#### (利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のう

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のう

ち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 及び (2) 略
- (3) 食事の提供に要する費用 (法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

ち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 及び (2) 略
- (3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。) に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもたち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもたち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対

合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) 略

2 略

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2)～(4) 略

2 略

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する町への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1)～(4) 略
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する町への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1)～(4) 略
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、

の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

### 3 略

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下の条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置

職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

### 3 略

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下の条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、

を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供了特定教育・保育に関する支給認定子どもも又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置

必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供了特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子どもも又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するた

する等の必要な措置を講じなければならない。

## 2 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 5 略

### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

#### (1)～(3) 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

## 3 略

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### (記録の整備)

## 第34条 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら

めに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

## 2 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 5 略

### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

#### (1)～(3) 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

## 3 略

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### (記録の整備)

## 第34条 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら

ない。

- (1) 略
- (2) 第12条に規定する特定教育・保育の提供に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」

ならない。

- (1) 略
- (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それらを含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」

とする。

#### (特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る同号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

#### (特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る同号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもと、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする。

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

### 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

#### 2 略

#### 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に

### 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

#### 2 略

#### 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に

に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

## 2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、前項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払いを受け費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

## 2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもも(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

##### （心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

##### （特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を~~行う~~認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1） 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（2） 略

（3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の

#### 第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

##### （心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

##### （特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を~~行う~~認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（2） 略

（3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子ども

希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

## 2 及び 3 略

- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

### (利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現

定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

## 2 及び 3 略

- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

### (利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。  
次項において同じ。) の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- (1) ~ (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) ~ (3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1)～(4) 略
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 次条において準用する第12条に規定する特定地域型保育の提供に係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1)～(4) 略
- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### (準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第44条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規定」と読み替えるものとする。

### 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

#### (特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第

### (準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規定」と読み替えるものとする。

### 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

#### (特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地

1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申し込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申し込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう。」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教

育・保育給付認定保護者」とあるのは  
「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

#### (特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

#### (特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むも

のとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

#### 第4章 罰則

第53条 子どものための教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者が、正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避しどきは、10万円以下の過料に処する。

#### 附 則

- (特定保育所に関する特例)  
2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）

#### 第4章 罰則

第53条 子どものための教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者が、正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合及び令附則第6条第1項に規定する委託費の支払いについて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避しどきは、10万円以下の過料に処する。

#### 附 則

- (特定保育所に関する特例)  
2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）

が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額)とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育に限る。)を除く。)」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

#### (施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特

定教育・保育に要した費用の額) 及び同号口に規定する市町村が定める額」と、  
「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 6 及び (連携施設に関する経過措置) 7 略

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 4 及び (連携施設に関する経過措置) 5 略

備考 改正の部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町保育の必要性の認定に関する条例（平成26年八雲町条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定による保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条及び<u>第30条の5</u>の規定による保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>(保育の認定基準)</p> <p>第3条 保育の認定は、小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用しておらず、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 略</p>	<p>(保育の認定基準)</p> <p>第3条 保育の認定は、小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもが特定教育・保育施設、<u>特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等</u>（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用しておらず、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 略</p>
<p>(罰則)</p> <p>第4条 小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が、正当な理由なしに法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>同項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第4条 小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が、正当な理由なしに法第13条第1項（<u>法30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>

2 法第20条第4項に規定する支給認定保護者が、法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する。

2 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者が、法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する。

備考 改正の部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



## 八雲町大型獣解体処理施設条例

### (設置)

第1条 ヒグマやエゾシカなどの大型獣の解体処理に係る狩猟者の負担を軽減し、狩猟者の安定的な確保により、野生鳥獣の適正な保護管理の促進を図り、もって民生の安定に寄与することを目的に、八雲町大型獣解体処理施設（以下「解体処理施設」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 解体処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称：八雲町大型獣解体処理施設
- (2) 位置：二海郡八雲町三杉町 25 番 137

### (利用の範囲)

第3条 解体処理施設を利用することができる者は、八雲町鳥獣被害対策実施隊員として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けた者及びその従事者で、町内で捕獲したヒグマ、エゾシカを解体処理する者とする。

2 町長は、管理運営上特に支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外の者に解体処理施設を利用させることができる。

### (利用の許可)

第4条 解体処理施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならぬ。

2 町長は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において、解体処理施設の管理運営上必要があるときは、その利用について必要な条件を付すことができる。

### (利用の制限)

第5条 町長は、解体処理施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないものとする。

- (1) 解体処理施設の建物、附属設備又は備品（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) その他解体処理施設の管理運営上支障があると認められるとき。

### (利用許可の取消し等)

第6条 町長は、第4条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は解体処理施設の管理運営上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは利用許可の条件

に違反し、又はこれらに基づく指示に従わなかったとき。

(2) 天災その他やむを得ない理由により施設等を利用させることができなくなったとき。

(3) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別施設等の設置)

第8条 利用者は、その利用に当たって特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(現状の回復)

第9条 利用者は、その利用を終了したとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちにその利用場所を現状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償義務等)

第10条 利用者は、解体処理施設の施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損傷若しくは汚損若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(入場の制限)

第11条 町長は、解体処理施設に入場しようとする者又は入場した者が第5条各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は退場させることができる。

(免責)

第12条 第6条の規定に基づく利用許可の取消し等若しくは前条の規定に基づく入場の制限又は天災その他不可抗力による事故等により、利用者又は解体処理施設に入場しようとする者若しくは入場した者に生じた損害については、町長はその責を負わない。

(指定管理者による管理)

第13条 解体処理施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 解体処理施設の維持管理に関する業務

(2) 利用の許可及び利用の取消しに関する業務

(3) その他町長が定める業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第3条から第12条まで（見出しを含む。）の規定の適用については、これら規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 7 号

八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例

八雲町町営住宅条例（平成17年八雲町条例第121号）の一部を次のように改正する。

現行						改正後					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積m <sup>2</sup>	備考	団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積m <sup>2</sup>	備考
三杉町団地	昭和36年度	三杉町番地19	略	略	略	三杉町団地	昭和36年度	三杉町番地19	略	略	略
野田生団地	昭和38年度	野田生番地4	簡易耐火構造平屋建1棟4戸	2DK 38.25	(旧) 1種	三杉町団地	昭和39年度	三杉町番地19	略	略	略
三杉町団地	昭和39年度	三杉町番地19	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	出雲町A団地	平成29年度	出雲町番地6	略	略	略
出雲町団地	平成60年度	出雲町番地6	略	略	略	出雲町C団地	令和元年度	出雲町番地22	木造平屋建3棟10戸	1LDK 46.72 2LDK 66.15	1LDK8戸 2LDK2戸 令和元年完成
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。											

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（出雲町A団地の項の次に1項を加える改正規定に限る。）は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 8 号

八雲町給水条例の一部を改正する条例

八雲町給水条例（平成18年八雲町条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後																		
(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。																		
2及び3 略	2及び3 略																		
(給水装置の基準違反に対する措置) 第36条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。	(給水装置の基準違反に対する措置) 第36条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。																		
2 略	2 略																		
別表第2（第32条関係） 手数料表	別表第2（第32条関係） 手数料表																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 給水装置工事事業者指定手数料（第8条第1項関係）1件につき</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3) 設計審査及び工事検査手数料（第8条第2項関係）</td> <td>略 略 略 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	略	略	(2) 給水装置工事事業者指定手数料（第8条第1項関係）1件につき	略	(3) 設計審査及び工事検査手数料（第8条第2項関係）	略 略 略 略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 指定給水装置工事事業者の指定手数料（第8条第1項関係）1件につき</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料（第8条第1項関係）1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 設計審査及び工事検査手数料（第8条第2項関係）</td> <td>略 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	略	略	(2) 指定給水装置工事事業者の指定手数料（第8条第1項関係）1件につき	略	(3) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料（第8条第1項関係）1件につき	10,000円	(4) 設計審査及び工事検査手数料（第8条第2項関係）	略 略
区分	手数料																		
略	略																		
(2) 給水装置工事事業者指定手数料（第8条第1項関係）1件につき	略																		
(3) 設計審査及び工事検査手数料（第8条第2項関係）	略 略 略 略																		
区分	手数料																		
略	略																		
(2) 指定給水装置工事事業者の指定手数料（第8条第1項関係）1件につき	略																		
(3) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料（第8条第1項関係）1件につき	10,000円																		
(4) 設計審査及び工事検査手数料（第8条第2項関係）	略 略																		

略

略

事検査手数 料 (第8条)		略	略
		略	略
第2項関 係)	略	略	略
略			略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 9 号

八雲町簡易水道設置条例の一部を改正する条例

八雲町簡易水道設置条例（平成17年八雲町条例第127号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(設置) 第1条 八雲町は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条の2 <u>第1項</u> の規定により、同法第3条第3項の 簡易水道を設置し、簡易水道事業を經營する。	(設置) 第1条 八雲町は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条の2 <u>第3項</u> の規定により、同法第3条第3項の 簡易水道を設置し、簡易水道事業を經營する。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 10 号

八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例（平成17年八雲町条例第129号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(消費税) 第3条 前条に掲げるもののうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される使用料及び手数料がある場合は、 <u>当該使用料及び手数料の額に100分の108を乗じて得た額</u> （1円未満は切り捨てる。）を使用料及び手数料の額とする。	(消費税) 第3条 前条に掲げるもののうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される使用料及び手数料がある場合は、 <u>同法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額との合算額</u> （1円未満は切り捨てる。）を使用料及び手数料の額とする。

備考 改正部分は下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 11 号

山越郡衛生処理組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 2 年 3 月 31 日をもって山越郡衛生処理組合を解散する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 12 号

山越郡衛生処理組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、山越郡衛生処理組合規約を次のとおり変更する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

山越郡衛生処理組合規約の一部を変更する規約

山越郡衛生処理組合規約（昭和 42 年地方第 150 号指令）の一部を次のように変更する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第 15 条 組合の解散に伴う事務は、長万部町が承継する。

附 則

この規約は、北海道知事の許可があった日から施行する。

議案第 13 号

令和元年度八雲町一般会計補正予算（第 5 号）

令和元年度八雲町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69,033 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,582,957 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 地方譲与税		130,000	17,496	147,496
	3 森林環境譲与税	0	17,496	17,496
10 地方特例交付金		6,600	2,824	9,424
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	2,824	2,824
15 国庫支出金		1,173,281	6,252	1,179,533
	1 国庫負担金	610,707	5,645	616,352
	2 国庫補助金	557,553	607	558,160
16 道支出金		717,711	2,822	720,533
	1 道負担金	395,435	2,822	398,257
19 繰入金		2,198,152	13,276	2,211,428
	1 基金繰入金	2,198,152	13,276	2,211,428
20 繰越金		57,512	16,544	74,056
	1 繰越金	57,512	16,544	74,056
21 諸収入		394,044	9,819	403,863
	5 雜入	85,977	9,819	95,796
歳入合計		15,513,924	69,033	15,582,957

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 2,374,043	千円 △8,093	千円 2,365,950
	1 総務管理費	2,299,257	△8,093	2,291,164
3 民生費		2,534,788	12,364	2,547,152
	1 社会福祉費	1,493,344	1,073	1,494,417
	2 児童福祉費	1,041,444	11,291	1,052,735
4 衛生費		2,243,062	5,679	2,248,741
	1 保健衛生費	1,546,351	5,679	1,552,030
6 農林水産業費		662,982	31,772	694,754
	2 林業費	128,032	17,496	145,528
	3 水産業費	205,892	14,276	220,168
7 商工費		324,562	9,819	334,381
	1 商工費	324,562	9,819	334,381
13 諸支出金		31,412	17,492	48,904
	1 諸費	31,412	17,492	48,904
歳 出	合 計	15,513,924	69,033	15,582,957



## 第 2 表

## 債 務 負 担 行 為 補 正

(変更)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新役場庁舎等整備基本構想・基本 計画策定事業	自 令和元年度 至 令和 2 年度	9,020	自 令和元年度 至 令和 2 年度	17,690

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税	千円 130,000	千円 17,496	千円 147,496
10 地方特例交付金	6,600	2,824	9,424
15 国庫支出金	1,173,281	6,252	1,179,533
16 道支出金	717,711	2,822	720,533
19 繰入金	2,198,152	13,276	2,211,428
20 繰越金	57,512	16,544	74,056
21 諸収入	394,044	9,819	403,863
歳 入 合 計	15,513,924	69,033	15,582,957

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	千円 2,374,043	千円 △8,093	千円 2,365,950
3 民生費	2,534,788	12,364	2,547,152
4 衛生費	2,243,062	5,679	2,248,741
6 農林水産業費	662,982	31,772	694,754
7 商工費	324,562	9,819	334,381
13 諸支出金	31,412	17,492	48,904
歳 出 合 計	15,513,924	69,033	15,582,957

補 正 額 の 財 源 内 訳				
国 道 支 出 金	特 定 財 源			一 般 財 源
	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 $\Delta 8,093$
9,074	0	0	0	3,290
0	0	0	0	5,679
0	0	13,276		18,496
0	0	9,819		0
0	0	0		17,492
9,074	0	23,095		36,864

## 2 歳 入

## 2 款 地方譲与税

## 3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 森林環境譲与税	0	17,496	17,496
計	0	17,496	17,496

## 10 款 地方特例交付金

## 2 項 子ども・子育て支援臨時交付金

1 子ども・子育て支援臨時交付金	千円	千円	千円
	0	2,824	2,824
計	0	2,824	2,824

## 15 款 国庫支出金

## 1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	千円	千円	千円
	591,121	5,645	596,766
計	610,707	5,645	616,352

## 15 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	千円	千円	千円
	60,507	607	61,114
計	557,553	607	558,160

## 16 款 道支出金

## 1 項 道負担金

1 民生費道負担金	千円	千円	千円
	326,344	2,822	329,166
計	395,435	2,822	398,257

## 19 款 繰入金

## 1 項 基金繰入金

2 ふるさと応援基金繰入金	千円	千円	千円
	1,963,152	13,276	1,976,428
計	2,198,152	13,276	2,211,428

節		説明
区分	金額	
1 森林環境譲与税	千円 17,496	森林環境譲与税 千円 17,496

	千円		千円
1 子ども・子育て支援臨時交付金	2,824	子ども・子育て支援臨時交付金	2,824

	千円		千円
2 児童福祉費負担金	5,645	子育てのための施設等利用給付費負担金	5,645

	千円		千円
1 社会福祉費補助金	607	障害者総合支援事業費補助金	607

	千円		千円
2 児童福祉費負担金	2,822	子育てのための施設等利用給付費負担金	2,822

	千円		千円
1 ふるさと応援基金 繰入金	13,276	ふるさと応援基金繰入金	13,276

## 20款 繰越金

## 1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰越金	57, 512	16, 544	74, 056
計	57, 512	16, 544	74, 056

## 21款 諸収入

## 5項 雜入

7 雜入	千円 64, 643	千円 9, 819	千円 74, 462
計	85, 977	9, 819	95, 796

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	千円 16,544	前年度繰越金 千円 16,544

5 雜入	千円 9,819	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金 千円 9,819

## 3 歳出

## 2 款 総務費

## 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国道支出金	地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	千円 108,073	千円 △8,093	千円 99,980	千円	千円	千円	千円 △8,093		
計	2,299,257	△8,093	2,291,164	0	0	0	△8,093		

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

2 障がい者福祉費	千円 594,441	千円 715	千円 595,156	千円 607	千円	千円	千円 108
3 高齢者福祉費	416,471	358	416,829				358
計	1,493,344	1,073	1,494,417	607	0	0	466

## 3 款 民生費

## 2 項 児童福祉費

2 児童措置費	千円 753,748	千円 11,291	千円 765,039	千円 8,467	千円	千円	千円 2,824
計	1,041,444	11,291	1,052,735	8,467	0	0	2,824

## 4 款 衛生費

## 1 項 保健衛生費

6 環境衛生費	千円 33,932	千円 679	千円 34,611	千円	千円	千円	千円 679
7 病院事業費	1,098,681	5,000	1,103,681				5,000
計	1,546,351	5,679	1,552,030	0	0	0	5,679

節		説明
区分	金額	
11 需用費	千円 101 消耗品費 印刷製本費	千円 39 62
12 役務費	476 運搬料	476
13 委託料	△8,670 新役場庁舎等整備基本構想・基本計画策定業務委託料	△8,670

13 委託料	千円 715 障がい者福祉システム改修業務委託料	千円 715
28 繰出金	358 介護保険事業特別会計繰出金	358

20 扶助費	千円 11,291 子育てのための施設等利用給付費	千円 11,291

11 需用費	千円 679 熊石斎場機械器具等修繕料	千円 679
28 繰出金	5,000 病院事業会計繰出金	5,000

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国道支出金	地 方 債	そ の 他			
4 森林環境事業費	千円 0	千円 17,496	千円 17,496		千円	千円	千円	千円 17,496	
計	128,032	17,496	145,528	0	0	0	0	17,496	

## 6 款 農林水産業費

## 3 項 水産業費

4 漁業構造改善事業費	千円 36,606	千円 14,276	千円 50,882		千円	千円	千円 13,276	千円 1,000
計	205,892	14,276	220,168	0	0	0	13,276	1,000

## 7 款 商工費

## 1 項 商工費

2 商工振興費	千円 231,996	千円 9,819	千円 241,815		千円	千円	千円 9,819	千円
計	324,562	9,819	334,381	0	0	0	9,819	0

節		説明
区分	金額	
9 旅費	千円 177	普通旅費 千円 177
11 需用費	6	消耗品費 6
12 役務費	197	運搬料 197
13 委託料	3,880	林業振興ビジョン策定業務委託料 森林所有者意向調査業務委託料 3,080 800
25 積立金	13,236	森林環境譲与税基金積立金 13,236

19 負担金補助及び交付金	千円 14,276	千円 13,276 1,000

11 需用費	千円 81	消耗品費 印刷製本費 千円 12 69
13 委託料	9,738	脱炭素型地域づくり検討業務委託料 9,738

## 13款 諸支出金

## 1項 諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				國道支出金	地 方 債	そ の 他			
2 還付金及び 返納金	千円 23,412	千円 17,492	千円 40,904	千円	千円	千円	千円 17,492		
計	31,412	17,492	48,904	0	0	0	17,492		

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
23 債還金利子及び割引料	17,492	障害者医療費国庫負担金過年度分返還金 4,890 障害者医療費道負担金過年度分返還金 172 障害者自立支援給付費国庫負担金過年度分返還金 4,969 障害者自立支援給付費道負担金過年度分返還金 770 障害児入所給付費等国庫負担金過年度分返還金 2,607 障害児入所給付費等道負担金過年度分返還金 1,304 児童手当国庫負担金過年度分返還金 2,499 子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度分返還金 84 子どものための教育・保育給付費道負担金過年度分返還金 65 特別児童扶養手当事務取扱交付金過年度分返還金 2 子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金 130

債務負担行為補正に関する調書

2. その他の債務負担行為  
(変更)

(単位:千円)

事項	区分	期間	限度額	30年度末までの支出(見込)額	元支予定	年度出額	2年度以降の支出予定額				
							金額	財源内訳			
								国道支金	地方債	その他の特定財源	一般財源
新役場庁舎等整備基本構想・基本計画策定事業	補正前	自 令和元年度 至 令和2年度	9,020			9,020					9,020
	補正後	自 令和元年度 至 令和2年度	17,690			17,690					17,690

議案第 14 号

令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,188 千円を追加  
し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,919,670 千円とす  
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳  
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 464,506	千円 357	千円 464,863
	2 国庫補助金	166,191	357	166,548
8 繰入金		337,313	20,831	358,144
	1 一般会計繰入金	303,769	358	304,127
	2 基金繰入金	33,544	20,473	54,017
歳入	合計	1,898,482	21,188	1,919,670

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 46,056	千円 715	千円 46,771
	1 総務管理費	32,478	715	33,193
5 諸支出金		11,832	20,473	32,305
	1 債還金及び還付加算金	408	20,473	20,881
歳出	合計	1,898,482	21,188	1,919,670

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括(保険事業勘定)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	千円 464,506	千円 357	千円 464,863
8 繰入金	337,313	20,831	358,144
歳入合計	1,898,482	21,188	1,919,670

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 46,056	千円 715	千円 46,771
5 諸支出金	11,832	20,473	32,305
歳出合計	1,898,482	21,188	1,919,670

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 道 支 出 金	千円	千円	千円
	357	0	0
	0	0	20,473
	357	0	20,831

## 2 歳 入 (保険事業勘定)

## 4 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 事業費補助金	千円 0	千円 357	千円 357
計	166,191	357	166,548

## 8 款 繰入金

## 1 項 一般会計繰入金

5 その他一般会計繰入金	千円 54,055	千円 358	千円 54,413
計	303,769	358	304,127

## 8 款 繰入金

## 2 項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	千円 33,544	千円 20,473	千円 54,017
計	33,544	20,473	54,017

## 3 歳 出 (保険事業勘定)

## 1 款 総務費

## 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 32,354	千円 715	千円 33,069	千円 357	千円	千円	千円 358
計	32,478	715	33,193	357	0	0	358

## 5 款 諸支出金

## 1 項 償還金及び還付加算金

2 償還金	千円 8	千円 20,473	千円 20,481	千円	千円	千円	千円 20,473
計	408	20,473	20,881	0	0	0	20,473

節		説明
区分	金額	
1 事業費補助金	千円 357	介護保険システム改修事業補助金 千円 357

2 事務費繰入金	千円 358	事務費繰入金 千円 358

1 介護給付費準備基金繰入金	千円 20,473	介護給付費準備基金繰入金 千円 20,473

節		説明
区分	金額	
13 委託料	千円 715	介護保険システム改修業務委託料 千円 715

23 償還金利子及び割引料	千円 20,473	介護給付費国庫負担金過年度分返還金 千円 16,215
		介護給付費交付金過年度分返還金 千円 1,814
		介護給付費道負担金過年度分返還金 千円 1,470
		地域支援事業国庫補助金過年度分返還金 千円 543
		地域支援事業支援交付金過年度分返還金 千円 147
		地域支援事業道補助金過年度分返還金 千円 284

議案第 15 号

令和元年度八雲町病院事業会計補正予算（第 1 号）

元号を定める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、施行期日以降は、「平成 31 年度八雲町病院事業会計予算」の名称を「令和元年度八雲町病院事業会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 31 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 32 年度」以降も同様とする。

（総則）

第 1 条 令和元年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収			入
第 1 款 病院事業収益	6,019,022 千円	5,000 千円	6,024,022 千円
第 5 項 総合病院特別利益	81,091 千円	5,000 千円	86,091 千円
（科目）			（計）
支			出
第 1 款 病院事業費用	6,737,784 千円	5,000 千円	6,742,784 千円
第 3 項 総合病院医業外費用	131,197 千円	5,000 千円	136,197 千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 10 条本文中「総合病院 510,323 千円」を「総合病院 515,323 千円」に改める。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩村克詔

令和元年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業 収 益			4,997,125	5,000	5,002,125			
	5. 総合病院 特別利益		81,091	5,000	86,091			
		1. その他 特別利益	81,091	5,000	86,091	一般会計 繰入金	5,000	特定非営利活動法人北海 道外支援機構貢助事業 5,000
費用合計			4,997,125	5,000	5,002,125			

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業 費 用			5,679,848	5,000	5,684,848			
	3. 総合病院 医業外費用		131,197	5,000	136,197			
		7. 寄附金	15,000	5,000	20,000	寄附金	5,000	寄附金 5,000
費用合計			5,679,848	5,000	5,684,848			

同意第 1 号

八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めるについて

次の者を八雲町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
松 永 正 実	八雲町上の湯173番地	昭和33年12月24日

令和元年9月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 1 号

平成 30 年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度八雲町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 2 号

平成 30 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 3 号

平成 30 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 4 号

平成 30 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 5 号

平成 30 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 6 号

平成 30 年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 7 号

平成 30 年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 8 号

平成 30 年度八雲町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度八雲町病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 9 号

平成 30 年度八雲町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度八雲町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

